

福祉のまちづくりを推進するための条例策定にあたっての
練馬区の基本的考え方

平成 21 年 5 月

練馬区

はじめに

練馬区は、平成 18 年 3 月に策定した「福祉のまちづくり総合計画」において、ノーマライゼーションの考え方を基本理念とし、福祉のまちづくりを実現するための考え方と区・区民・事業者それぞれの責務を明確にし、総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

その範囲は、施設整備、道路、交通などのハード面、普及啓発、福祉教育などのソフト面に加え、情報、産業、防災、安全安心等のまちづくりの各分野を包括し、区民および事業者との協働による福祉のまちづくりを全庁横断的に推進してきました。

国は平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を施行し、不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物に対し、バリアフリー化を義務付けるとともに、対象施設や整備基準等について、地方公共団体の条例で付加することができる規定を設けました。

東京都は、このバリアフリー法の規定に基づく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「東京都建築物バリアフリー条例」という。）と「東京都福祉のまちづくり条例」により、「福祉のまちづくり」を進めています。

今後、急速な少子高齢化を背景として、生産年齢人口の減少・超高齢社会の本格的な到来が予想されます。

さらに、国連の「障害者の権利に関する条約」への署名や WHO の「国際生活機能分類（ICF）」の採択など、「障害」に対する考え方もまた、大きな変化を迎えています。

一方、人の能力や個性はそれぞれ異なり、まったく同じ人はいません。また、年齢や環境の変化等による影響を受け、同じ人でもその状況によって生活に対するニーズは変化します。

こうした社会状況と練馬区の地域特性を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようなまちづくりを着実に進めていく必要があります。区は、これまでの区の実績をより強化し、また実効性を高めるために、平成 19 年 6 月から区民、事業者の方々と協働で条例について検討してきました。

昨年 10 月には、区民、事業者等の方々と構成された（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会から「基本的考え方」の報告を受け、区は条例策定に向け現在検討をすすめています。

このたび、福祉のまちづくりを推進するための条例の策定にあたり、これまで区が検討してきた考えについてまとめました。

◆ 構成

第1章 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 責務
- 5 生活環境の整備の原則

第2章 推進計画および基本的施策

- 1 「福祉のまちづくりの推進に関する計画」の策定
- 2 啓発および学習の支援
- 3 情報の共有
- 4 地区における「生活環境の整備」の推進
- 5 調査および研究

第3章 生活環境整備基準

一般都市施設に関する「生活環境整備基準」

第4章 特定都市施設の手続

- 1 建築物の手続
- 2 路外駐車場の手続
- 3 道路、公園、公共交通施設の手続
- 4 区の施設における区民等の意見聴取
- 5 車両等・住宅

第5章 「バリアフリー法」に基づく委任事項

- 1 特別特定建築物に追加する特定建築物
- 2 規模を引き下げる特別特定建築物
- 3 建築物移動等円滑化基準の付加

第6章 補則等

- 1 実効性確保の規定（勧告、公表等）
- 2 適合証の交付
- 3 「福祉のまちづくり」条例運用報告書
- 4 委任

第1章 総則

練馬区は、平成18年に福祉のまちづくり総合計画を策定しました。この計画は、すべての区民が、基本的な権利を尊重され、地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現を目指し、施設整備、道路、交通などのハード面、普及啓発、福祉教育などのソフト面に加え、情報、産業、防災、安全安心等のまちづくりの各分野を包括しています。

この計画の実施にあたっては、「利用者の立場で考える(共感)」「区民と協働で取り組む(協働)」「着実な実施と継続的な発展(推進)」の3つを基本姿勢として、区民および事業者との協働による福祉のまちづくりを全庁横断的に推進しています。

第1章では、福祉のまちづくり総合計画における考え方との整合性を図り、この条例の目的、定義、基本理念、責務等について定めます。

1 目的

この条例は、心身の状態、年齢、性別等にかかわらず、人生のすべての段階で安心して自由に社会参加ができ、一人ひとりが多様で快適な生活を選択することのできるまちづくりを推進するため、基本理念、基本的な施策、基準および手続その他の事項を定めるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日 法律第91号)」に基づき、練馬区に委任されている事項を定めることにより、誰もが等しく社会参加する機会を確保し、もって誰もが安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(目的) 誰もが等しく社会参加する機会を確保して、心身の状態、年齢、性別等にかかわらず、人生のすべての段階で安心して自由に社会参加ができ、一人ひとりが多様で快適な生活を選択することのできる社会(ノーマライゼーション)の実現を図るため、(手段)「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にたって、福祉のまちづくりに関する基本的な施策や整備基準等を定めること、ならびに、バリアフリー法に基づき、地方公共団体に委任されている事項を定めます。

2 定義

この条例の用語について定義します。

(1) 「福祉のまちづくり」

心身の状態、年齢、性別等にかかわらず、誰もが使いやすいように、利用者本位の考え方にたって生活環境の整備、サービスの提供および啓発活動を行うことにより、誰もが安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を図ること。

(2) 「生活環境の整備」

誰もが安全かつ円滑に施設を利用することができ、また施設間の移動の連続性を図るための適切な措置をとること。

(3) 「一般都市施設」

この条例で定める区が対象とする建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場

「特定都市施設」

一般都市施設のうち協議対象とする施設

「指定施設」

これらの各施設において整備対象とする階段、エレベーター、トイレ等

(4) 「区民等」

区民および区内に存する一般都市施設を利用する者

「事業者等」

区内において一般都市施設を建設する者および当該施設を管理する者

(5) その他この条例で定める用語について、法令、東京都条例、区条例等との整合を図り定義します。

福祉のまちづくりの定義について

生活環境の整備（ハード）、サービスの提供（ハード+ソフト）および啓発活動（ソフト）を行うことにより、誰もが安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を図ることと定義しました。

これは、社会参加の機会を確保するためには、ハードの整備による物理的なバリアの解消だけでなく、施設の適切な運用といったハードとソフトの重なる部分や意識の向上といったソフトへの働きかけが不可欠なためです。

3 基本理念

区民等、事業者等、区の各主体が共通の認識に立ち、福祉のまちづくりを推進していくことができるよう、福祉のまちづくり総合計画により進めてきた、区の独自の理念や考え方を基本理念として定めます。

- (1) 福祉のまちづくりは、自己とは違う立場にある人びとの状況を共感的に理解し、多様な立場の意見を反映させるよう取り組まなければならない。
- (2) 福祉のまちづくりは、区民等、事業者等、区の3者が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
- (3) 福祉のまちづくりは、持続的・段階的な取り組みにより着実な実施を図り、継続的に発展させなければならない。

4 責務

以下の責務を定めます。

(1) 区の責務

- 1 「福祉のまちづくり」に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施する。
- 2 区民等による「福祉のまちづくり」の推進に対する支援を行う。
- 3 自ら所有するまたは管理する施設および物品ならびに提供するサービスについて誰もが安全かつ円滑に利用できるように必要な措置を講ずる。

(2) 事業者等の責務

- 1 「福祉のまちづくり」について理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努める。
- 2 区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する。
- 3 自ら所有するまたは管理する施設および物品ならびに提供するサービスについて誰もが安全かつ円滑に利用できるように必要な措置を講ずる。

(3) 区民等の責務

- 1 「福祉のまちづくり」について理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努める。
- 2 区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する。
- 3 整備された施設、物品またはサービスの利用の妨げとなる行為をしないこと。

(4) 連携および協力

上記の3者が相互に連携、協力して「福祉のまちづくり」を推進すること。

5 生活環境の整備の原則

バリアフリー法令で規定する整備基準に併せ、自主条例で規定する整備基準により、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」生活環境を整備する必要があります。

望ましい整備に誘導するためには、数値等の適用を求めるだけではなく、施設の状況に応じて、選択できるような柔軟性も必要です。その際に、整備にあたっての判断基準となる考え方が必要です。そこで、区民懇談会の提案（「17の原則」）を、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という生活環境を利用者本位で設計する考え方であるユニバーサルデザインの7原則を参考として、以下に定める「生活環境の整備の原則」（以下、「整備の原則」といいます。）を定めます。

(1) 公平性

だれもが同じように疎外感を感じずに利用できるようにする。

(2) 連続性

施設の位置や連続性を考慮し、すべての人が使いやすくする。

(3) 選択性

複数の利用方法を追求し、利用の自由度を高めるようにする。

(4) 分かりやすさ

施設の使い方は簡単に、必要な情報は分かりやすく伝える。

(5) 安全安心

防災、防犯に配慮し、安全かつ安心して利用できるようにする。

(6) 身体への負担の軽減

身体への負担が少なく利用できるようにする。

(7) 快適性

施設の性格や利用状況等に応じてふさわしい機能や意匠を採用し、快適に使えるようにする。

第2章 推進計画および基本的施策

福祉のまちづくりは、特別な方のための取組ではありませんし、限定された分野の取組でもありません。条例の目的を達成するためには、まちづくりの幅広い分野にわたる様々な施策について、社会全体で取り組むことが必要です。

福祉のまちづくりに関する様々な施策を総合的に体系立て、区民等および事業者等との協働のもと、計画的に実施していくための計画が必要になります。

とりわけ、福祉のまちづくりに関する基本的な施策として、人々の多様な状況について相互に理解し、行動するようになる取組の促進や区からの一方的な情報提供だけでなく、事業者等と区民等との相互による情報共有の促進等が求められます。

そこで、第2章では、福祉のまちづくりの推進に関する計画ならびに啓発および学習の支援、情報の共有等の福祉のまちづくりに関して区が行う基本的な施策についてこの条例に定めます。

1 「福祉のまちづくりの推進に関する計画」の策定

区長は、「福祉のまちづくり」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念に即して「福祉のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」といいます。）」を定めることとします。

- (1) 「推進計画」には、(ア) 福祉のまちづくりに関する目標、(イ) 区民等、事業者等および区が連携、協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針、(ウ) 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項、を定めます。
- (2) 区長は、推進計画の策定または改定に当たっては、区民等の意見を聴くため必要な措置を講じます。

2 啓発および学習の支援

区長は、人々の多様な状況についての理解を深めるため、多様な人々の交流の機会を設けるよう努めるものとします。

また、区長は、区民等および事業者等が「福祉のまちづくり」に関して理解を深め、自発的な活動を促進するために、啓発および学習の支援に努めるものとします。

3 情報の共有

区長は、この条例に基づいて行う「福祉のまちづくり」に関する状況について公表し、区民等および事業者等と情報の共有のために必要な施策を推進します。また、区民等および事業者等は、情報の共有のため必要な協力を努めるものとします。

区、区民等および事業者等は、情報の提供に当たっては、誰もが容易に理解できるように配慮するとともに、当該情報の適切な管理に努めるものとします。

4 地区における「生活環境の整備」の支援

区長は、地区において「生活環境の整備」を進めようとする区民等および事業者等に対し、必要な人的技術的支援を行うことができるものとします。

○ 地区における「生活環境の整備」の支援について

生活空間全体を面としてとらえた、生活環境の整備が重要です。この場合、行政だけで整備をすすめることは困難であり、民間事業者や住民の方々と連携する必要があります。

そこで、主体的に「生活環境の整備」をすすめようとする区民等や事業者等に対しては、多様なニーズを踏まえた整備となるよう、まちづくりセンターの活用等により、人的技術的な支援を行うこととします。

その際には、既存の事業や制度の活用を図り、区民等、事業者等と区の連携によるまちづくりをすすめていくこととします。

5 調査および研究

区は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査および研究を実施し、継続的に発展させるものとします。

第3章 生活環境整備基準

障害の有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に立った「生活環境整備の原則」に基づき、生活環境を整備することが必要です。

第3章では、その際の具体的な基準について「生活環境整備基準」として定めます。

一般都市施設に関する「生活環境整備基準」

一般都市施設の所有者または管理者は、以下に定める「生活環境整備基準」（以下、「整備基準」といいます。）に基づき整備および管理するものとします。なお、この基準は、第1章で定めた「整備の原則」を実現するための具体的な対応について、バリアフリー法（平成18年12月施行）における移動等円滑化基準（東京都および区が定める委任基準を含む）、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年4月施行 平成21年一部改正予定）における整備基準および練馬区福祉のまちづくり整備要綱（平成5年4月施行）における整備基準を踏まえて定めます。

- (1) 建築物に関する整備基準
- (2) 道路に関する整備基準
- (3) 公園に関する整備基準
- (4) 公共交通施設に関する整備基準
- (5) 路外駐車場に関する整備基準

第4章 特定都市施設の手続

この章では、特定都市施設についての協議の手続を定めます。

1 建築物の手続

(1) 協議対象建築物

下表の(ア)に掲げる用途を一般都市施設とし、そのうち(イ)の規模に該当するものを特定都市施設とし、特定都市施設を建築等する行為について協議対象とします。

	(ア) 用途		(イ) 床面積の合計
1	学校		すべて
2	病院または診療所		すべて
3	劇場、観覧場、映画館または演芸場		すべて
4	集会場または公会堂		すべて
5	展示場		すべて
6	卸売市場または百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		すべて
7	ホテルまたは旅館		すべて
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
		上記以外の事務所	500 m ² 以上
9	共同住宅、寄宿舎または下宿		1000 m ² 以上
10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		すべて
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		すべて
12	体育館、水泳場、ボーリング場その他のこれらに類する運動施設または遊技場		すべて(ただし、ボーリング場および遊技場は300 m ² 以上)
13	博物館、美術館または図書館		すべて
14	公衆浴場		すべて
15	飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	すべて
		上記以外	300 m ² 以上
16	郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		すべて
17	自動車教習所または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		すべて
18	工場	自動車修理工場	200 m ² 以上
		上記以外の工場	500 m ² 以上

19	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	すべて
20	自動車の停留または駐車のための施設	500 m ² 以上
21	公衆便所	すべて
22	公共用歩廊	1000 m ² 以上
23	給油取扱所（ガソリンスタンド）	すべて
24	自動車洗車場	200 m ² 以上
25	地下街	1000 m ² 以上
26	同一敷地内の 1 から 25 に掲げる一般都市施設の複合建築物	1000 m ² 以上

*東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に伴い、対象となる用途および規模については、整合性を図るため、変更の可能性があります。

(2) 手続

ア 事前相談

- ・事前相談制度を設けます。
- ・事前相談とは、事業者が、建築物の建築等に当たり、「整備の原則および整備基準」を実現するため、あらかじめ区長に相談することをいいます。区長は、相談者の要請に応じてこの条例に関し必要な情報の提供等を行うものとしします。

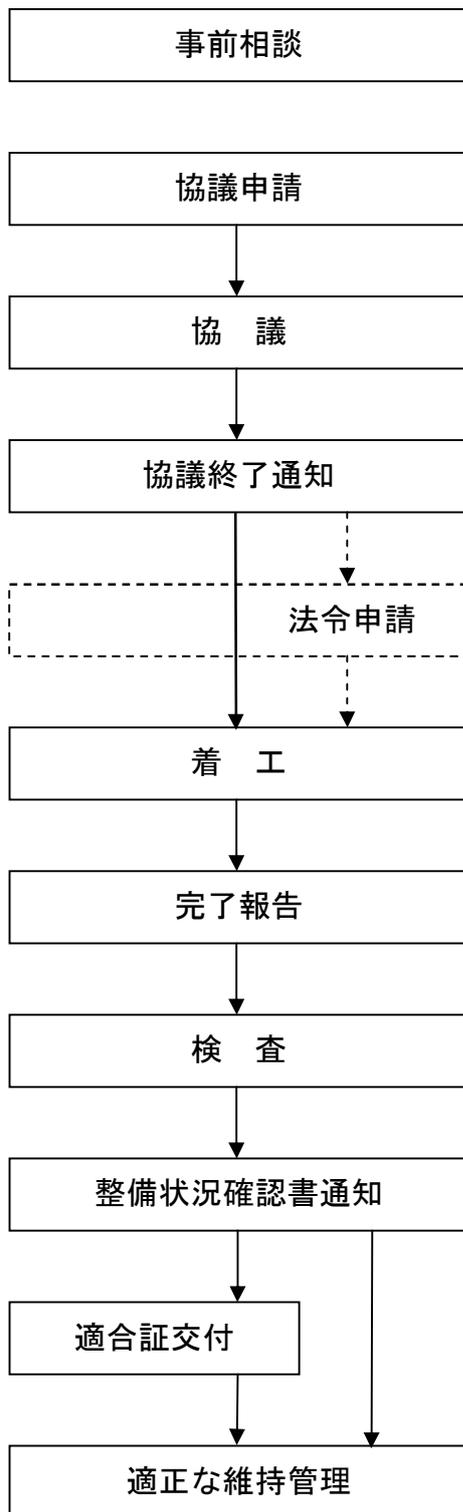
イ 協議

- ・特定都市施設についての協議制度を設けます。
- ・事業者は、この条例の趣旨、「整備の原則および整備基準」に基づいて必要な措置を講じる責務を負うこととします。
- ・(1) に定める建築物（特定都市施設）の建築等に当たり、あらかじめ、当該建築等の工事の着手の前に区長との協議を義務付けます。
- ・協議は、書面をもって行うこととし、建築主の氏名および住所、建築物の名称および所在地、建築物の概要等のほかに、「整備の原則および整備基準」に基づいた整備計画等に関する書類を添付するものとしします。
- ・区長は、「整備の原則および整備基準」に基づいて必要な助言または指導を行うことができ、事業者は、当該助言または指導について、必要な協力をしなければならないものとしします。
- ・事業者が行う既存建築物の増築、用途変更等で、この条例に定める協議の対象となる場合において、当該建築物で協議の対象とならない建築物の部分に存する指定施設について、特に必要があるときは、この条例で定める「整備基準」に基づき指導または助言ができる規定を定めます。
- ・協議終了書の通知をもって協議終了とします。なお、事業者は前項の協議終了書を受領した後、必要な法令申請を行うものとする手続の規定を定めます。
- ・設計の変更については、軽微な変更の場合を除き、この手続に準じます。

ウ 検査、維持管理

- 建築物の検査、維持管理について定めます。
- 事業者は、事業が完了した場合、完了届の提出を義務付けます。
- 区長は、完了届が提出されたときには当該届に係る指定施設について検査し、「整備状況確認書」を通知します。
- 区長は、検査に基づき、「整備の原則および整備基準」の観点から、整備内容が特に優れた建築物を建築等した事業者に対して、「適合証」を交付することができます。
- 建築物を所有し、または管理する者は、指定施設について適切な維持管理に努めなければならない旨規定します。区長は、建築物を所有し、または管理する者に、指定施設の維持管理の状況について報告を求め、指導することができる旨を規定します。

協議の手続フロー（参考図）



2 路外駐車場の手続

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のものを「一般都市施設」とし、そのうち自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものを「特定都市施設」とします。「特定都市施設」に該当する路外駐車場については、この条例で協議を義務付け、その手続を定めます。手続については、建築物の手続に準じた手続を要するものとします。

3 道路、公園、公共交通施設の手続

道路、公園、公共交通施設については、東京都福祉のまちづくり条例に準じて、「一般都市施設」と「特定都市施設」を定め、特定都市施設について協議申請を義務付け、その手続を定めます。

ただし、国、都および区等が行う事業については、東京都福祉のまちづくり条例と同様に、適用除外の規定を設けます。

4 区の施設における区民等の意見聴取

一定規模以上の区立施設または区立公園を新たに整備するに当たっては、あらかじめ、「整備の原則および整備基準」の観点から区民等の意見を聴く機会を設ける制度を定めます。

誰もが使いやすい施設整備のためには、設計の段階で高齢者、障害者等の意見を取り入れ、個々の建物に合った整備が必要です。

そのため、学識経験者や高齢者、障害者、子育て中の方などで構成する組織等を設け、誰もが使いやすい施設整備について意見を聴取するものとします。

5 車両等、住宅

(1) 車両等の整備

公共交通機関の車両等を所有し、または管理する者は、当該車両等について、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう努めるものとします。

(2) 住宅の整備

住宅を供給する事業者は、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう配慮し供給するよう努めるものとします。

第5章 「バリアフリー法」に基づく委任事項

この章では、バリアフリー法第14条第3項で地方公共団体の条例に委任している「特別特定建築物に追加する特定建築物」、「規模を引き下げる特別特定建築物」、「付加する建築物移動等円滑化基準」について定めます。

1 特別特定建築物に追加する特定建築物

東京都建築物バリアフリー条例（「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」）で追加している以下の特定建築物について、区も同様に特別特定建築物として追加します。

- (1) 学校（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 平成18年12月8日政令第379号」（以下「令」といいます。）第5条第1号に規定する特定建築物を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く）
- (5) 料理店

2 規模を引き下げる特別特定建築物

練馬区の住宅都市という特性を踏まえ、地域生活に密着した用途である以下の特別特定建築物について、東京都バリアフリー条例よりも特別特定建築物の床面積の規模を引き下げます。

- (1) 診療所（患者の収容施設を有しないもの）
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (3) 飲食店
- (4) 郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (5) 共同住宅

3 建築物移動等円滑化基準の付加

区民等の社会参加の促進を図るため、安全安心および子育て支援等の観点も踏まえ、主に以下の建築物移動等円滑化基準を付加します。

なお、建築物の用途や規模に応じて、該当する基準は異なります。

- (1) 廊下等に係る基準
 - ・安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。ただし、階段等の下部にあり、構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。

- ・授乳およびおむつ交換のできる場所を設けること。

(2) 便所に係る基準

- ・ベビーチェア等の設備を設けること。
- ・フィッティングボード（着替え台）を設けること。
- ・大便器のある便房の1以上に手すりを設置し、大便器は、腰掛式便座とすること。
- ・大規模建築物に設置される便房の1以上に介護用ベッドを設置すること。

(3) エレベーターに係る基準

- ・かごの中を見通すことができる窓等を設置すること。

(4) 敷地内の通路に係る基準

- ・排水溝等は原則として設けないこと。
- ・安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。ただし、階段等の下部にあり、構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。

第6章 補則等

この章では、この条例の実効性を確保するための措置その他について定めます。

- (1) この条例の実効性を確保するため、この条例に定める手続を行わないとき、または指定施設について計画と異なる工事等を行ったときは、区長は勧告、公表等を行うことができる旨を定めます。
- (2) 「整備基準」に適合している一般都市施設を所有し、または管理する者に対して、区長は「適合証」を交付することができる制度を設けます。
- (3) この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表します。また、区長は、社会環境の変化等を勘案し、この条例に定める規定等について見直しを図る必要が生じたときは、この条例の規定等の検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講じます。
- (4) その他、規則への委任、経過措置等について定めます。